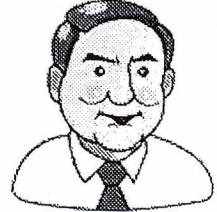


あけまして
おめでとう
ございます



桶屋事務所だより



編集発行人
桶屋税理士事務所
税理士 桶屋泰三

〒930-0096
富山市舟橋北町7-15
TEL 076(441)2322・FAX 076(441)1999
<http://okeya.zei-mu.jp>

1月

(睦月)
JANUARY

1日・元旦
10日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29	30	31					

1月の税務と労務

- 国税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
 本年最初の給与支払日の前日
- 国税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
 1月31日
- 国税 / 源泉徴収票の交付、提出
 1月31日
- 国税 / 12月分源泉所得税の納付
 (納期の特例を受けている事業所は7-12月分)1月11日
 上記の納期の特例適用者で、納期限の特例に関する
 届出書を提出している場合
 1月20日

- 国税 / 11月決算法人の確定申告
 (法人税・消費税等) 1月31日
- 国税 / 5月決算法人の中間申告
 1月31日
- 国税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
 (年3回の場合) 1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出 1月31日

ワンポイント

決済用預金

利息が付かない、引き出しが自由、決済サービスを提供できる、の3条件を満たした預金に限り、この4月のペイオフ全面解禁後に金融

機関が破綻しても、預金額全額が預金保険により保護されることから、金融機関が導入している新型の普通預金。従来からある当座預金も決済用預金にあたります。

災害等にあつたときの税務

平成十六年分の所得税の還付申告が一月から始まっています。昨年は台風や地震による被害が大きかったほか、架空請求等によって損失を被つた人も多くいたようです。そこで、税務上の取り扱いがどうなっているかについてQ&A方式で整理してみます。

Q&A

1 詐欺による被害

Q 昨年十月に、いわゆるオレオレ詐欺に引つかかって三〇万円を支払ってしまいました。警察に聞いても回収の可能性はないそうです。何か税務上の配慮はありますか。



A 所得税法に規定する雑損控除が適用できればよいのですが、雑損控除は、災害、盗難、横領による損失に限定されています。その趣旨は不可抗力による被害と考えられており、オレオレ詐欺や架空請求による損失は、注意すれば防げる性質のものとして区別されていることから、雑損控除は適用できません。このため、詐欺は自己責任ということになります。

2 災害による被害

Q 台風により住宅や家財に損害を受けました。所得税の減免制度としてどのようなものがありますか。

A 所得税の確定申告で、所得税法に定める雑損控除か、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法の、いずれかを選択することができます。

どちらが有利かは、損害額や所得によって変わるので、実際に計算してみないと分かりません。

二つの制度の違いは、次頁表のようになります。

なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、一個又は一組の価額が三〇万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいい、これらの資産についての災害等による損失は、雑損控除の対象とはなりません。その年か翌年に譲渡所得があれば、その所得から控除

できます。

Q 所得税以外にも減免措置がありますか。

A 住民税や固定資産税などの地方税についても、各自自治体によって、税の減免措置が通常用意されていますので、ご確認下さい。

3 予定納税の減額

Q 災害が発生した後に納期限が到来する予定納税は何か考慮してもらえますか。

A 所得税法の規定では、災害を受けた日の区分によって、それぞ



れ次のように減額申請ができます。

(1) 一月一日から六月三十日

六月三十日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、予定納税基準額に満たないときに原則として七月十五日までに第一期分と第二期分の減額を申請します。

(2) 七月一日から十月三十一日

十月三十一日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、予定納税基準額に満たないときに原則として十一月十五日までに第二期分の減額を申請します。

(注) なお、災害減免法でも予定納税の減額制度があります。

4 申告期限の延長

Q 災害などの理由により申告、納付などをその期限までに処理することが不可能です。どうしたらよいですか。

A 災害等の終了した日から二か月以内の範囲で申告期限が延長されます。これには、地域指定と個別指定とがあります。

地域指定

災害による被害が広い地域に及

ぶ場合、国税庁長官が延長する期日と地域を定めて告示し、その告示の期日までに申告・納付をすればよいこととなります。

個別指定

地域指定されていない場合、所轄の税務署長に期限の延長を申請し、その承認を受けることとなります。

5 罹災証明書

Q 災害の救済措置や支援を受けるために罹災証明書が必要とされるようですが、どこでもらえますか。

A 罹災証明書とは、通常、市区町村の役所・出張所などより発行される被災を証明する大切な書類です。

各役所の調査によって、建物の被害の度合い(全損、半損、一部損壊など)などをランク別に証明しています。

この認定の別により義援金、保険金などの交付額に格差が生じるようです。

雑損控除と災害減免法 (国税庁のパンフレットより)

	所得税法(雑損控除)	災害減免法								
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失が対象となります。	災害による損失に限られます。								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産に限られます。 (たな卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます。)	住宅や家財。ただし、損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。								
控除額の計算又は所得税の軽減額	控除額は次のイとロのうちいずれか多い方の金額です。 イ 差引損失額-所得金額の10分の1 ロ 差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円 (注) 差引損失額=損害金額-保険金などによって補てんされる金額 災害関連支出=災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用や豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用など	<table border="1"> <thead> <tr> <th>その年の所得金額</th> <th>所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超</td> <td>750万円以下.....2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超</td> <td>1,000万円以下.....4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>(原則として損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の人に限ります。)</p>	その年の所得金額	所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超	750万円以下.....2分の1の軽減	750万円超	1,000万円以下.....4分の1の軽減
その年の所得金額	所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超	750万円以下.....2分の1の軽減									
750万円超	1,000万円以下.....4分の1の軽減									

設例

甲氏(独身)の平成16年分の所得の状況及び火災による被害状況は、次のとおり。所得税はどうなりますか

- (1) 所得の状況 給与所得 300万円
- (2) 被害の状況 家財の全部150万円を火災により全焼し、保険金60万円を受け取った。(災害関連支出なし)
- (3) 所得控除 社会保険料10万円

解答

(1)雑損控除の適用を受ける場合

雑損控除額
(焼失額) (保険金) (総所得金額)
(1,500,000円-600,000円)-3,000,000円×10%=600,000円

課税総所得金額
(雑損控除)(社会保険料控除)(基礎控除)
3,000,000円-(600,000円+100,000円+380,000円)=1,920,000円

所得税額
1,920,000円×10%=192,000円
(定率減税)
192,000円×(1-0.2)=153,600円

(2)災害減免法の適用を受ける場合

3,000,000円 5,000,000円.....所得税は全額免除

新年のご挨拶



新年明けましておめでとうございます。

いよいよペイオフ（預金などの払戻保証額を元本1千万円とその利息までとする措置）が、4月から本格実施され、普通預金も対象に加わります。ただし、利息が付かないなど一定の要件を満たす「決済用預金」は対象外となり全額が保証されますので、上手に活用したいものです。

高齢化社会を迎えて、高齢者にもそれなりの負担を求めるとの政府の方針に基づき、平成17年分の所得税から、老年者控除の廃止と公的年金等控除のうち年齢が65歳以上の人に対する上乘せ措置の廃止が実施されます。16年分からの配偶者特別控除の上乗せ分廃止に続く、各種所得控除見直しの第2弾となるものです。

テレビやエアコンなどの家電の廃棄時に廃棄料金を徴収する家電リサイクル法は、すでにおなじみですが、自動車についても解体費用を新車購入時または車検時に徴収する自動車リサイクル法が1月から本格施行されます。これに伴い、使用済み自動車の車検残存期間に応じて自動車重量税が還付される「自動車重量税の廃車還付制度」も1月からスタートします。

デフレが定着して、多少の安さだけでは勝ち残れない時代になりました。200円、300円といった商品が並んでいる100円ショップも見られます。価格と質をどう両立させるか。経営者にとっては永遠のテーマです。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

源泉徴収した所得税の納付時期

源泉徴収した所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月十日が納付期限となります。

しかし、給与の支給人員が九人以下の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税を、半年分まとめて納付することができる特例があります。

この納期の特例を受けると、その年の一月から六月までに源泉徴収した所得税は七月十日、七月から十二月までに源泉徴収した所得税は翌年

一月十日（さらに延長して一月二十日にする特例もあります）が、それぞれ納付期限になります。

納期の特例を受けるには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を給与の支払いを行う事務所等の所在地の所轄税務署に提出します。

その後、申請の却下の通知がない場合には、申請書を提出した月の翌月末日に承認されたものとみなされますが、承認された月の前月までの所得税は、従来どおりの納期ですので注意が必要です。



社葬費用の損金算入

法人が役員又は使用人の死亡に際し、社葬を行うことがあります。

この場合の社葬費用については、死亡した者の経歴、地位、法人の規模などからみて社葬を行うことが相当であり、かつ、社会通念上、通常要すると認められる金額を、その支出した日の属する事業年度の損金の額に算入できます。ただし、遺族が負担すべきもの

は社葬費用としては認められません。例えば、密葬の費用、墓石、仏壇、位牌等の費用、墓地の購入費又は永代使用料、香典返しなどです。

これらの費用を負担すると、遺族に対する経済的利益の供与となりますので注意が必要です。

また、受け取った香典については法人の収入として収益に計上せず、直接遺族の収入とすることができます。